

## 議第22号

三島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案

三島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年三島市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

### 附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

平成28年2月22日提出

三島市長 豊 岡 武 士